

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

職員の採用及び退職の状況

(平成 22 年度)

区 分	採 用	退 職		
		定 年	勸 奨	自己都合 その他
一般行政職		1	3	
医 療 職	1		1	
技能労務職		1		2
計	1	2	4	2

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 22 年	平成 23 年		
一般行政	総 務	4	4		異動等
	民 生	30	29	△1	
	衛 生	16	16		
	小 計	50	49	△1	
特別行政	消 防	49	51	2	採用等
	小 計	49	51	2	
公営企業 等 会 計	介護保険	129	130	1	採用等
	小 計	129	130	1	
合 計		228	230	2	

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
標準的な 職務内容	主事 技師	主幹 技幹	係長、主任 主査、技査	次長 係長	会計管理者 所長	事務局長 会計管理者		
職員数 (人)	4	6	19	11	7	1	48	
構成比 (%)	8	12	40	23	15	2	100	
参 考	1 年前の 構成比	12	10	38	22	16	2	100
	5 年前の 構成比	11	4	45	25	13	2	100

(注) 高吾北広域町村事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(消防職・医療職は除く。)

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区 分	歳出額 A	人件費 B	人件費比率 (B/A)	(参考) 21 年度の人件費比率
22 年度	千円 2,412,899	千円 1,540,936	% 63.9	% 64.5

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	一般行政職	消 防 職	医 療 職	技能労務職
平均給料月額	315,749 円	297,241 円	305,658 円	238,534 円
平均給与月額	348,849 円	348,570 円	328,292 円	276,974 円
平均年齢	45.6 歳	42.0 歳	47.3 歳	39.0 歳

(注) 平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

(3) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		高吾北広域町村事務組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,500 円	172,200 円
	高校卒	140,400 円	140,100 円

(4) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当、退職手当

区 分	高吾北広域町村事務組合		
	(22年度支給割合)		
期末手当	6 月期	期末手当 1.25 月分	勤勉手当 0.675 月分
勤勉手当	12 月期	1.35 月分	0.625 月分
	計	2.6 月分	1.3 月分
	職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%		

(注) 勤勉手当の支給割合は、総額を算出するための支給割合であり、実支給割合とは異なります。

(平成23年4月1日現在)

区 分	高吾北広域町村事務組合		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	1人当たり平均支給額 (平成22年度)	724 千円	22,166 千円
その他の加算措置	・定年前早期退職加算 (2%~20%加算) ・退職手当の調整額		

イ 扶養手当、住居手当、通勤手当

(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容	
扶養手当	・配偶者	13,000 円
	・配偶者以外の扶養親族	6,500 円
	配偶者がいない場合そのうち1人	11,000 円
	・特定期間の加算	5,000 円

住居手当	・借家及び借間居住者	家賃月額 23,000 円以下は 12,000 円を控除した額 23,000 円を超えるときは 27,000 円を限度
通勤手当	・交通機関利用者 ・自動車等使用者	運賃相当限度額 55,000 円 通勤距離に応じ、2,000 円 (片道 2 km 以上) から最高 24,500 円

ウ 時間外勤務手当

時 間 外 勤 務 手 当	21 年度	支 給 総 額	20,803 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	94 千円
	22 年度	支 給 総 額	21,948 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	103 千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの) (平成 23 年 4 月 1 日現在)

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00~13 : 00

(2) その他の勤務条件

ア 休暇

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事 由	期 間
年次有給休暇	1 の年ごとにおける休暇	年 20 日 翌年への繰越 20 日を限度
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、やむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき必要最小限度の期間で連続する 90 日 (生理日の就業が著しく困難である場合、公務又は通勤の負傷若しくは疾病による場合を除く) を超えない範囲内
選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等としての出頭	証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者として登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 の年において 5 日以内
結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内
産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
生後 1 年に達しない子を育てる場合	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内

特別休暇	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2 日の範囲内
	子の養育のための休暇	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員がこれらの子を養育する場合	妻の出産の産前 6 週及び産後 8 週までの期間内における 5 日の範囲内
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	1 の年において 5 日（小学校就学前の子が 2 人以上の場合は、10 日）以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話をを行うため勤務しないことが相当である場合	1 の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日）以内
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～7 日
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	7 月から 9 月までの期間内における原則として連続する 3 日の範囲内
	災害等による現住居の滅失、損壊等	災害等により職員の現住居が滅失、損壊した場合で復旧作業等を行い、一時的に避難している時又は職員及び同一世帯者の生活に必要な食料等を確保する場合	7 日の範囲内
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	退勤途上の危険回避	災害又は交通機関の事故等により職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	能率増進計画の実施	地方公務員法第 42 条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
	生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 か月の期間内で必要と認められる期間	

イ 育児休業制度

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

種 類	事 由	期 間
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までの期間
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1 日の勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況

(平成22年度)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号						
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号			1		1	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号						
合計				1		1	
地公法第28条第4項により失職した者							

(2) 懲戒処分状況

(平成22年度)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告
処分事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号		1			1	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号		2			2	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号			1		1	
合計			3	1		4	

5 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況

(平成22年度)

内 容	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員等の地位を兼ねることの許可	
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	13

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

(平成22年度)

(2) 勤務成績の評定

研修名	研修回数	受講者数
能力開発 ・向上研修	2	2

平成22年度	実施
平成23年度	実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

福利厚生の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容
職員の保険等に関する事	定期健康診断の実施

共 済 組 合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付 療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が1年以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 短期人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○貯金事業 普通貯金、定期貯金、積立貯金 ○貸付事業 普通貸付、特別貸付、住宅貸付、災害貸付、高額医療貸付など
市 町 村 職 員 互 助 会	<p>◎給付事業 医療費、傷病給付金、休業給付金など</p> <p>◎退職福祉部事業</p> <p>◎団体定期保険事業</p>

(2) 公務災害補償

公務災害等の認定状況

(単位：件、平成22年度)

公務災害	通勤災害	計
2		2

(3) 措置要求・不服申立て

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	21年度末 係属件数	22年度内 要求件数	22年度内 処理件数	22年度末 係属件数
給 与				
旅 費				
勤務時間				
休 暇				
そ の 他				
計				

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容		21年度末 係属件数	22年度内 申立件数	22年度内 処理件数	22年度末 係属件数
分限処分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	免 職				
懲戒処分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	免 職				
その他					
計					